

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の 貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び 取扱いの技術上の基準等

本節は、法第9条の4の規定に基づき、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものである。

指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに関する基本事項については、次によること。

1 用語の定義

(1) 危険物の「**貯蔵**」とは、一定の場所において危険物を静的な状態で存置することをいう。

(2) 危険物の「**取扱い**」とは、一定の場所において危険物を動的に取り扱うことをいい、次のような形態をいう。

ア 加工

危険物を加熱したり乾燥したり人為的に手を加えて、当該危険物とはやや異なったものに改良する形態をいう。

イ 詰替

危険物をAからBへ移し替える形態をいう。

ウ 消費

危険物を燃焼等によって非危険物とする形態をいう。可燃性危険物を燃焼させる形態が最も一般的であって、ボイラーやバーナーにおける危険物の燃焼がこれに該当する。

エ 循環

危険物を一定の経路に回転させる形態で、油圧装置や潤滑油循環装置による危険物の取扱いが代表的なものである。

オ 塗装

塗装、印刷又は塗布のために危険物を取り扱う形態をいう。

カ 染色・洗浄

染色又は洗浄のために危険物を取り扱う形態をいう。

キ 焼入れ又は放電加工

焼入れ又は放電加工のために危険物を取り扱う形態をいう。

ク 切削

切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置により危険物を取り扱う形態をいう。

ケ 熱媒体油循環

危険物以外の物を加熱するために危険物を用いた熱媒体油循環装置により危険物を取り扱う形態をいう。

(3) 「**容器**」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うもので、配管等の附属設備が設けられていないものをいう。

(4) 「**設備**」とは、危険物を取り扱う機械器具をいう。

(5) 「**タンク**」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うもので、固定的に設置された槽類等をいう。

2 同一場所の取扱い

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物（以下「**少量危険物**」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次によること。

なお、指定数量の 5 分の 1 未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

(1) 屋外の場合

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の相互間に 3m 以上の離隔距離を有していない場合は、同一場所として取り扱うこと。（図 4-1-1 参照）

ただし、条例第 32 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する防火上有効な塀又は同号ただし書の規定による壁に面する場合は、それぞれの場所ごととすることができる。

（図 4-1-2 参照）

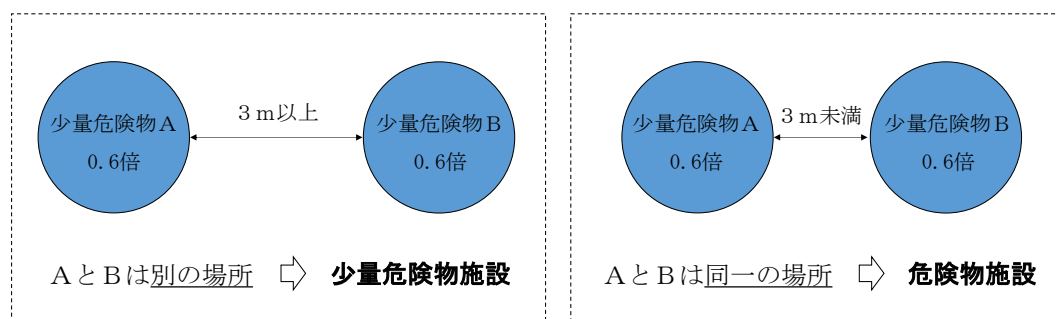


図 4-1-1 離隔距離による例

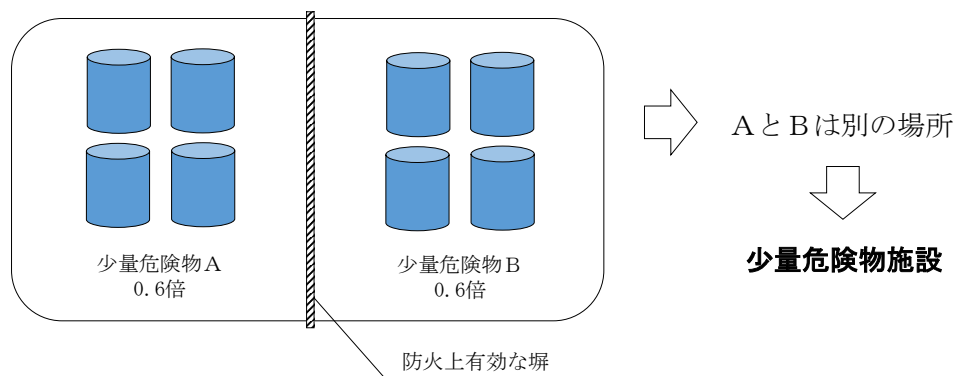


図 4-1-2 防火上有効な壁等に面する場合の例

イ タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。以下同じ。）により貯蔵し、又は取り扱う場合

貯蔵し、又は取り扱うタンク相互間に 1m 以上の離隔距離を確保することにより、それぞれのタンクを一の場所として取り扱うことができる。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続させる配管と共有することができる。

ウ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、当該同一工程を一の場所として取り扱うことができる。（図 4-1-3 参照）

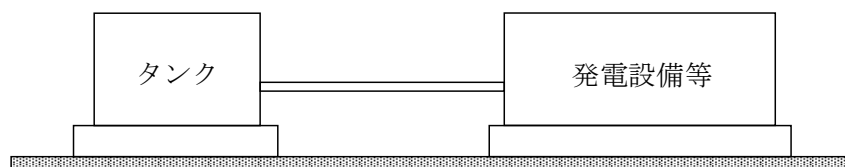


図 4 - 1 - 3 同一工程の場合

(2) 屋内の場合

原則として建築物ごととする。

ただし、次のいずれかに適合する場合は、当該場所を一の貯蔵及び取扱い場所とすることができる。

なお、この取扱いについては、同一の防火対象物内に危険物施設（危政令及び危規則の規定による部分規制であるものを除く。）が存する場合は、認められない。

ア 設備により取り扱う場合で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに適合する場合

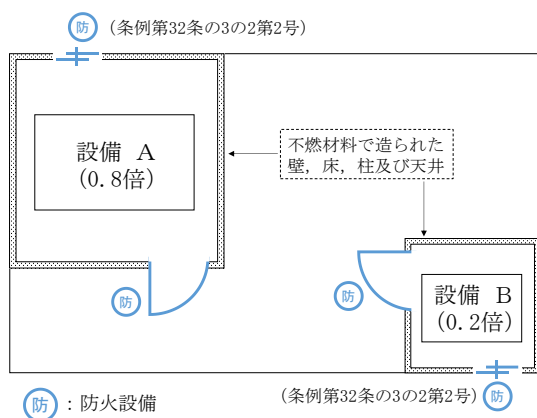
(ア) 不燃区画

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で他の部分（屋外に面する部分を除く。）と区画（以下「不燃区画」という。）されている場合。（図 4 - 1 - 4 参照）

なお、不燃区画に開口部等を設ける場合は、次によること。

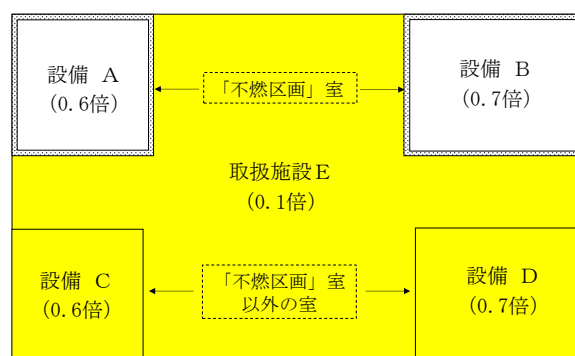
- a 出入口以外の開口部が設けられていないこと。
- b 出入口には、防火設備である防火戸が設けられていること。
- c 換気設備等の風道（厚さ 1.5 mm 以上の鋼板で造られている風道を除く。）が不燃区画を貫通する場合は、貫通する部分の付近に防火ダンパーを設けること。

<認められる例>



1	設備 A (0.8倍)	少量危険物施設
2	設備 B (0.2倍)	

<認められない例>



：危険物施設

設備 A (0.6倍)	少量危険物施設
設備 B (0.7倍)	
設備 C 及び D 並びに取扱施設 E (1.4倍)	危険物施設

危険物施設が存するため、認められない

図 4 - 1 - 4 不燃区画の例

なお、不燃区画された場所を連続（隣接）して設ける場合、壁を共有することは認められない。

ただし、共有する壁を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。（図４－１－５ 参照）

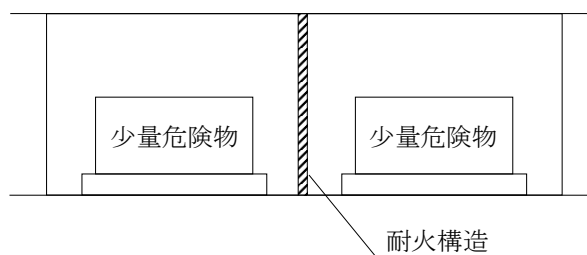


図４－１－５ 不燃区画場所が隣接した場合の例

(イ) 保有空地

危険物を取り扱う設備（危険物を送油するための配管、ストレーナー、流量計等の附属設備を除く。以下同じ。）の周囲に 3m 以上の空地（以下「保有空地」という。）が保有されており、かつ、次に掲げる基準に適合する場合

a 保有空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、次によること。（図４－１－６ 参照）

(a) 保有空地内にある壁及び柱は、耐火構造であること。

(b) 前(a)の部分には、出入口及び前(ア)．c に適合する換気設備等の風道以外の開口部等が設けられていないこと。

(c) 出入口には、特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式のものに限る。）が設けられていること。

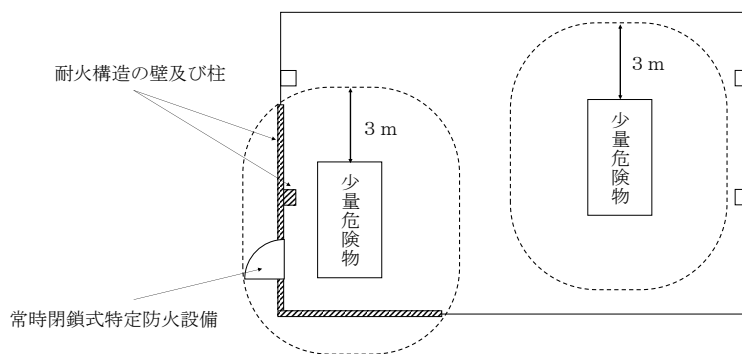


図４－１－６ 保有空地の例

b それぞれの貯蔵及び取扱い場所が、条例第３２条の３の２（第１号及び第２号を除く。）の規定に適合していること。（図４－１－７ 参照）

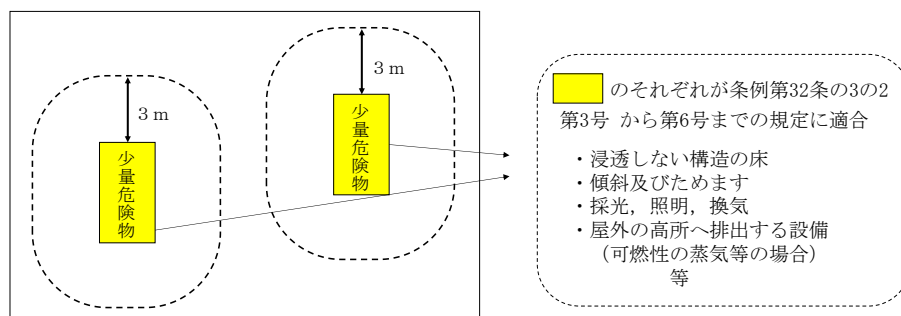


図４－１－７ 保有空地の範囲内の例

- c 保有空地には、危険物を取り扱う設備以外の物件を存置しないこと。
- d 保有空地を相互に重複しないこと。(図4-1-8 参照)

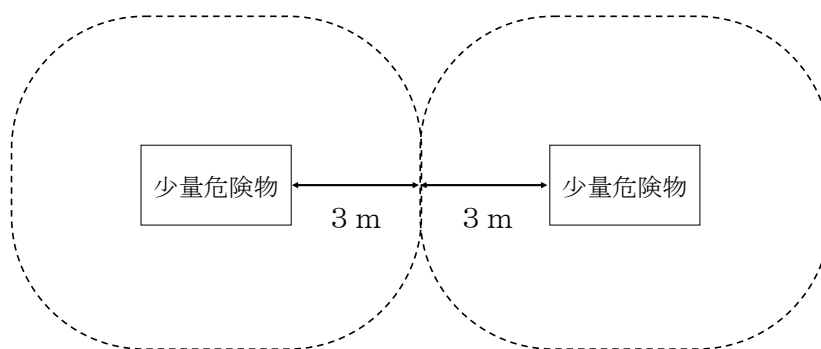
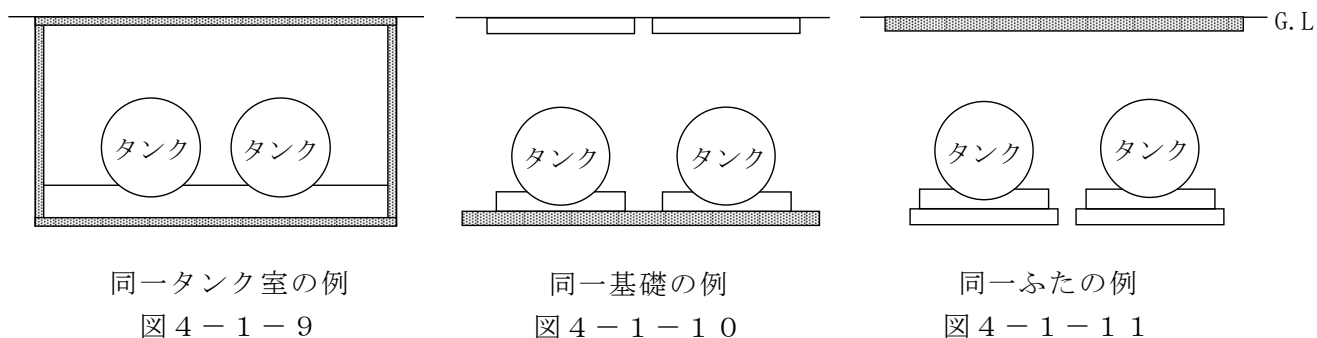


図4-1-8 複数の設置する場合の例

- e 保有空地の範囲をペイント等により明示すること。
- イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合で、前ア(7) (不燃区画) の規定に適合する場合
- ウ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合で、前(1)イの規定に適合する場合
- エ タンクと設備が同一工程の場合
- オ 病院その他これらに類する施設又は大学、研究所その他これらに類する施設の実験室、研究室等で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合で、建基令第112条の規定により防火区画されているとき
- (3) 地下タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
- 原則として、タンクごととする。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとして取り扱うこと。
- ア 同一のタンク室内に設置されている場合 (図4-1-9 参照)
- イ 同一の基礎上に設置されている場合 (図4-1-10 参照)
- ウ 同一のふたで覆われている場合 (図4-1-11 参照)



- (4) 屋上の場合
- 原則として屋上ごととする。
- ただし、次に掲げる場合は、それぞれの場所ごととすることができる。
- ア 前(2)ア(イ) (保有空地) の規定に適合する場合 (危険物を取り扱う設備は、ボイラー又は発電設備等の消費設備に限る。)(図4-1-12 参照)

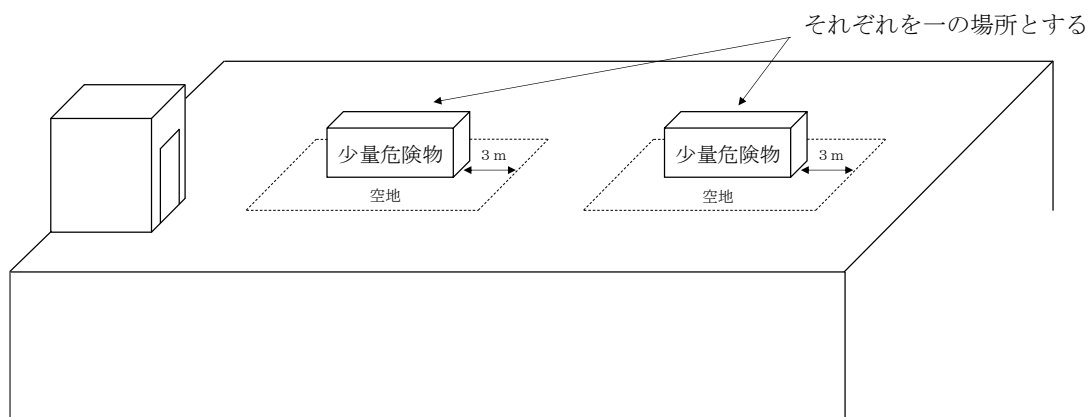


図 4 - 1 - 1 2 保有空地が確保されている場合の例

イ 同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が 2 以上ある場合(図 4 - 1 - 1 3 参照)

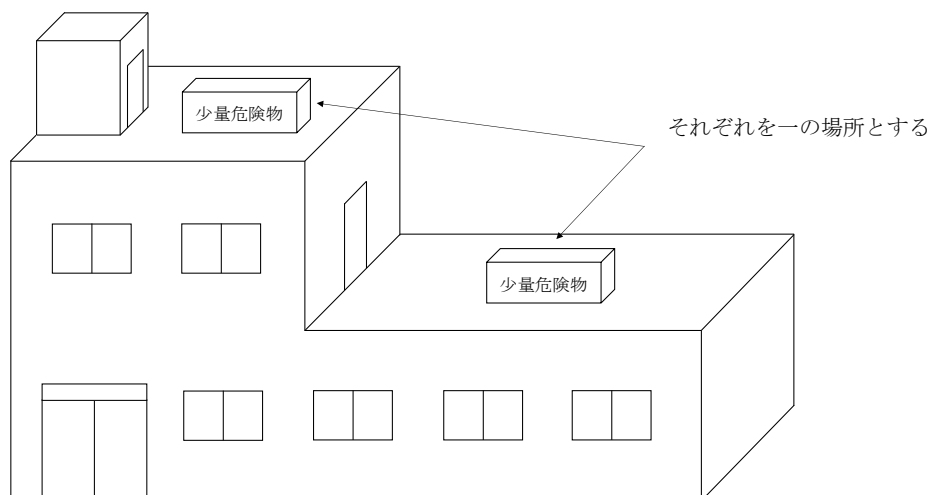


図 4 - 1 - 1 3 階の異なる屋上が複数ある場合の例

(5) 特殊な場所の場合

建築現場等において土木建設重機等に給油する場合は、一の工事場所と判断できる範囲とする。

なお、判断の目安としては、当該場所にある土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。

3 数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う少量危険物の数量の算定については、次によること。

なお、指定数量の 5 分の 1 未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

(1) 貯蔵の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱いの場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる施設にあっては、危険物の形態等の区分によりそれぞれ算定する。

また、複数の取扱形態等を有する場合は合算する。

ア 塗装における塗料の消費については、1 日当たりの危険物の消費量が最大となる日の量により算定する。

イ ボイラー、発電機等による危険物の消費については、1 日当たりの危険物の消費量が最大となる日の量により算定する。

なお、当該機器を構成する設備において使用する危険物（潤滑油等）、キュービクル式発電設備内にある燃料タンク内の危険物にあつては、指定数量の倍数に合算しないものとする。

また、非常用発電設備の危険物の消費量については、業態、用途、時間当たりの燃料消費量、当該設備に接続する貯蔵施設の貯蔵量及び非常時の最大運転時間を考慮した取扱量とする。

ウ 油圧装置、潤滑油循環装置等において潤滑油等を使用する場合は、当該設備等の瞬間最大停滞量により算定する。

エ 建設現場等における土木建設重機等への取扱量は、1 日の給油量で算定する。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は 1 日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

(4) 算定から除外できる場合

指定数量の 5 分の 1 未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

4 消火設備

(1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

法第 17 条第 1 項の規定の適用を受ける場合には、その規定に基づいた消火設備を設けること。

(2) 移動タンク

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年 9 月 17 日自治省令第 27 号）第 8 条に規定する自動車用の消火器を 1 個以上設けること。

なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第 30 条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものであること。